

## 富士見市余裕期間設定工事試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、富士見市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設資機材の調達及び労働力の確保を計画的に行うことができる余裕期間を設定する工事を試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 労働力の確保及び建設資機材の調達準備を行う期間で、契約締結日の翌日から工事開始の期限日（契約締結後にあつては工事開始日）となる日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工事期間 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事開始日から工事完成期日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。

### (対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事のうち、余裕期間を設定することが有益と認める工事とし、発注する工事主管課において諸事情を総合的に判断した上で選定するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象とする工事から除くものとする。

- (1) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていない工事
- (2) 債務負担行為又は継続費を設定しておらず、かつ、実工事期間の日数に余裕期間を加算した日数が契約年度内に収まらない工事
- (3) 緊急性が高い工事
- (4) その他余裕期間を設定することが適当でないと判断する工事

2 前項の規定により選定した場合において、工事を発注しようとするときは、余裕期間を設定する工事である旨及び工事開始期限日を入札公告、特記仕様書等で入札参加者にあらかじめ明示するものとする。

### (余裕期間の範囲等)

第4条 余裕期間は、工事に必要な工期の3割を超えず、かつ、90日を超えない範

囲とする。

- 2 余裕期間の延長は、原則認めない。
- 3 余裕期間を設定した工事の落札者は、余裕期間内において工事開始日（官公庁の休日に当たる日以外の日に限る。）を決定し、契約締結までに別記様式の工事開始日届出書により発注者に届け出るものとする。
- 4 工事完成期日は、決定した工事開始日から実工事期間を経過した日（当該日が官公庁の休日に当たる場合は翌開庁日）として決定するものとする。
- 5 受注者の都合による契約締結以降の工事開始日の変更は、原則認めないものとする。

（前払金の取扱い）

第5条 余裕期間を設定した工事に係る前払金は、契約締結日以降に請求できるものとする。

- 2 契約初年度において、前払金を支払わない旨を設計図書に定めているときは、次年度以降に請求できるものとする。

（余裕期間内の現場管理等）

第6条 工事現場における受注者の管理責任は、工事開始日から発生するものとする。

- 2 受注者は、余裕期間内において、測量、建設資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含めた工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない建設資機材の調達等の準備については、余裕期間内であっても、受注者の責めにより行うことができるものとする。

（主任技術者等の配置）

第7条 余裕期間内における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人を配置することは、要しないものとする。

（工事实績情報システムへの登録）

第8条 受注者は、工事实績情報システム（財団法人日本建設情報総合センターが管理するCORINSをいい、公共工事の情報を発注機関に提供システムをいう。）への登録に当たり、契約工期欄には全体工期（契約締結日から工事完成期日までの期間をいう。）を、技術者情報の従事期間欄には実工事期間を登録するものとする。

（経費の負担）

第9条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式

工事開始日届出書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

届出者

所在地

商号又は名称

代表者名

次のとおり工事開始日を決定したので届け出ます。

記

1 工事名

2 工事開始日 年 月 日